

改正

平成24年3月21日条例第19号

平成26年6月19日条例第15号

四万十町立図書館設置条例

(設置)

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|--------------|---------------|
| 四万十町立図書館 | 四万十町茂串町219番地8 |
| 四万十町立図書館大正分館 | 四万十町大正380番地 |

2 前項に掲げるもののほか、町の地域公共施設に図書館の分室を設置することができる。

一部改正〔平成26年条例15号〕

(管理及び経費)

第3条 図書館は、四万十町教育委員会（以下「委員会」という。）がこれを管理し、その経費は、町費、補助金その他の収入をもって充てる。

(休館日及び開館時間)

第4条 図書館の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。

(1) 休館日

ア 年始 1月2日から1月4日まで

イ 年末 12月28日から12月31日まで

ウ 毎週月曜日

エ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 開館時間

ア 火曜日から土曜日までは、午前9時30分から午後6時までとする。

イ 日曜日は、午前9時から午後5時までとする。

一部改正〔平成26年条例15号〕

(職員)

第5条 法第13条の規定に基づき、委員会は、図書館に館長、副館長及び必要な職員を置く。

(損害の弁償)

第6条 故意又は過失により、図書及び資料並びに設備、器具を甚だしく汚損し、又は紛失したときは、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

(図書館協議会)

第7条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に、図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

3 委員の定数は、5人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐するとともに会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員が職務を行うために要する費用弁償については、別に定める。

一部改正〔平成24年条例19号〕

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会で定める。